



【班長・副班長の活動ガイド】

URL //www.khagurodai.com/

班内とりまとめのお世話役と町会活動推進

□班内のとりまとめのお世話役

1. 親睦交流、意見要望、周知伝達

①日々の暮らしの中で、あるいは当面する諸問題、さらには町会活動での班内にはたくさんの意見・要望があると思います。そういう意見・要望を的確に把握し反映させていくことは、住みよい街づくりに欠かせません。様々な機会をとらえて収集に努めましょう。

②お互いが顔見知りで交流のある近隣関係・ご近所づきあいが重要になってきます。コミュニケーションを深める関係づくり、場づくりを積極的にすすめましょう。

③自治体や町会の定期的な諸情報、緊急のお知らせなどは、刊行物・印刷物・回覧等で配布・周知伝達されます。その各班の起点になるのが班長です。速やかに、そして確実に、全員に伝わるよう努めましょう。

④行事の雨天中止や緊急のお知らせなどで、役員・専門委員から電話連絡する場合があります。「連絡網」をつくって各家庭に配布し、迅速・正確な連絡体制をつくりましょう。

2. 町会会費の集金

①会費

会費は、自主的で民主的な町会活動をすすめていくための重要な財源です。会費は、「会員」から徴収します。

②集金

会費は、年度一括前納若しくは、半期毎4月～9月、10月～3月の年2回(6ヶ月分前納)です。5月・10月開催の班長会までに徴収して、当日、会計担当者に納めてください。

③新規入会・脱会

会費は、入会の翌月から起算して「残り月の期間分」を徴収します。

年度途中で脱会した場合は、脱会届月の翌月から起算して前納入分を返却します。

3. 新入居者への対応

①新しく入居された方にとって心配ごとの一つは隣人との関係です。ご近所からの温かい声かけはいろんな意味でうれしいことです。新しく入居されたら出来るだけ早めに「町会入会」をお勧めください。その際には次の資料を渡してください。資料は会計担当者が保管しております。

・羽黒台町会入会申込書、羽黒台町会会則・細則

②記入済みの「入会申込書」は、受領後、会長まで届けてください。

③ゴミ分別ガイド・カレンダーは、入居者本人に、市役所もしくは、アミューゼ柏にて【羽黒台町会】と申しで、取り寄せるようお伝えください。

4. 広報紙（行政・町会）等の配布

①会員全世帯に、決められたルートで「広報紙」等の地域情報を配布します。「会員数分」が班長宅に届きますので配布・回覧してください。

②会員の移動等で部数が不足した場合は、広報担当にお問い合わせください。

5. 慶弔への対応

羽黒台町会運営細則の規程通りです。

6. 住みよい街づくりにむけて

①クリーンデー

5月と12月の年2回、町内全域で一斉に「街通り、公園」等を清掃します。実施日は班長会にてお知らせします。会員に周知し、当日は可能なかぎり班内全世帯が参加するよう呼びかけてください。又、この機会を利用して「交流を深める場づくり」をしましょう。

②防犯灯の新設・修理等必要がある場合は、防災・防犯部会にご連絡ください。

③ゴミステーションのシート等、破損・老朽化により交換が必要な場合は、ホームセンター等で購入し、会計担当に申請・清算（領収書が必要です）して下さい。

7. 街の住環境を守るために

①近隣で、挨拶などで建物新築・増改築の情報を得られたら、会長・副会長までご連絡ください。

②また、空き家、他など、「環境を破壊するような行為」または「発生する恐れがあるような場合」でもご連絡ください。

□町会活動の推進

1. 住みよい街づくりに、班の声を

①班長と役員で構成する班長会は、総会につぐ決議機関で毎月1回開催します。開催日はあらかじめ決まっていますので必ず出席してください。

②役員・専門部会からの活動報告・計画、その他の提案について討議に参加し、積極的な意見をお寄せください。また、会員から寄せられた意見・要望などを紹介し、内容によっては全体の課題として展開・解決を図る場としましょう。

2. 親睦交流の場として

自治会・町会等行事の、お祭り、柏中央会ふれあい運動会、防災訓練・防犯パトロール等に委員として務めていただきます。交流を深める場づくりに積極的に参加しましょう。

3. 自主防災委員として

「防災委員」を務めていただきます。

以上